

12-27

総学庶第1263号
昭和58年11月18日

日本学術會議會長
塚田裕三

沖縄における学術研究・教育の体制整備について
(勧告)

標記について、日本学術會議第91回総会の議決に基づき、
下記のとおり勧告します。

記

政府は、沖縄における戦後資料の保存と大学教育の充実と自然環境の保全とを期するため、沖縄の当面する諸問題、特に以下の事項に留意し、具体的措置を講ずるよう勧告する。

1 沖縄における戦争被害と、それに引き続いた占領下は、将来にわたってすべての人々にとり忘れることができない幾多の悲劇をもたらした。この歴史的事実は正確な資料の保存を通じてのみ、これを長く受け継いでゆくことができるものであることは言うまでもない。今、こうした点に

着眼し、その資料保存作業が部分的にではあるが沖縄において開始されている。しかし、上記の歴史的事実を示す全資料の網羅的、体系的な収集保存のためには、そのための統一的体制が必要であることは言うまでもない。この統一的体制は、その資料収集の中心的役割を果たす機関の設置、収集資料の恒久的保存のための施設及びその資料の学術的利用を目的とする組織的機関の設置などを含むものである。しかし、こうした体制の確立は地方行政の処理能力を超えるものがあるので、政府は、速やかに日本学術会議と協議し、上記の目的を達成するための特別の法的、財政的措置を探ること。

- 2 沖縄における学術体制において、国立大学の場合は本土水準に近く整備されつつあるものの、その細部についてみると、本土並みよりはるかに遅い劣悪な研究条件に置かれている事実がある。そのために政府は、速やかにこの実情を酌み取り、学術研究体制の本土並み確立と維持を阻む多様な障害の除去のために財政上、制度上の特別措置を講ずること。私学の場合は、本土復帰の当時、本土の私学が、既に得ていた財政補助に見合う措置が講ぜられるべきであった。この措置を欠落した復帰以後、沖縄経済と本土経済とののはなはだしい落差の影響もあり低い水準に抑えざるを得ない授業料収入は、私学の財政を圧迫し、学術体制全体の発展を阻害する要因ともなりつつある。この事態にかんがみ、政府は、さらに私立大学に対する財政上の補助を一段と強めること。

- 3 我が国において、沖縄県は亜熱帯に属する唯一の県であ

り、多数の小島嶼を広大な海域に有し、独特な自然環境を示現している。島嶼における乱開発は生物群等に重大な悪影響を及ぼしている。ひいては貴重な研究資源を荒廃にいたらしめることになる。ここに自然環境の破壊を阻止し、その保全に留意する行政上の措置を講ずること。

(別添 説明資料)

本信送付先

内閣総理大臣

本信写送付先

大蔵大臣	文部大臣	防衛施設長官	環境庁長官	沖縄開発庁長官	文化庁長官	沖縄県知事	琉球大学長	沖縄国際大学長	沖縄大学長	沖縄女子短期大学長	沖縄キリスト教短期大学長
------	------	--------	-------	---------	-------	-------	-------	---------	-------	-----------	--------------

(説明)

1. 戦後資料の保存・利用体制の確立

日本学術会議は、昭和47年4月第61回総会において、復帰に伴う一連の措置に加えて「沖縄統治関係重要資料の保護・利用等について」の要望を採択した。この趣旨に沿う対策の急速な実現を求める要請は、とくに昭和51年10月2日開催沖縄学術連絡委員会現地会議（月報同年11月号）、同55年7月18日会議（同年7号）、同56年9月28日会議（同年12月号）、同57年11月30日会議（58年4月号）における要望となって今日に至っている。

沖縄学術連絡委員会は以上の趣旨に即して時間をかけて、その実情を調査し、また沖縄在住科学者とともに詳細な現状調査をも行った。その結果、現状は県レベルで沖縄資料編集所（那覇市首里平良町1の32）が設置され資料保存の作業の開始があり、ここで琉球政府の行政関係資料の整理が進められている事実を確認した。

周知のとおり沖縄関係戦後資料は多岐にわたるものであって、とくに琉球政府にいたる以前の群島知事時代の行政資料、琉球政府創設以後の行政資料、立法資料、運事裁判を含む司法資料、占領軍関係資料、離島関係資料を含むものであることはいうまでもない。しかし、現在はこれらの全資料を含む総合的な資料の収集、保存の作業は、まったく停滞しているし、しかも各町村にわたる地域資料は廃棄の危機にさらさらされている。現状では、科学者が戦後史研究に不可欠の上記重要資料は消滅の危険にさらされているといってよい。これには県レベルの対策以上の対策を講ずる必要があり、そのためには特別文書館法を制定するとか、その他何らかの国レベルでの機関の設置が必要とされている。

また、上記沖縄戦後関係資料は、これを収集し、整理し、保存するのみでは

十分でない。どのように大規模に収集し整理し保存しても、これを学術的に利用し研究目的に活用できる体制に運動しなくては意味がない。当然に、この膨大な資料の学術研究機関として沖縄在住科学者、本土科学者及び国際的な科学者の共同利用機関である沖縄戦後史研究のための総合研究所の設置などが急務となっている。

2. 国立大学・私立大学における研究・教育条件の改善

昭和48年4月、日本学術会議第63回総会は、昭和40年第44回総会で採択した沖縄の科学者の研究条件の改善についての勧告をうけて、その具体化を求め、上記勧告の早急な実現を求める再度の勧告を採択した。

復帰以後の諸事情のなかで、この趣旨は、例えば琉球大学の拡充移転、現地において待望されていた地域医療の科学発展のための医学部設置などとして、諸懸案の構造的解決への施策の中に生かされていったことはいうまでもない。このような構造的対策の進展にもかかわらず、今日、沖縄における大学教育、研究の諸条件の改善を求める科学者の声は、より具体的に、且つ、より切実なものとなっている。本土との格差の解消を求める要請は日本学術会議学術連絡委員会の主催した昭和51年7月18日現地科学者会合以来今日まで一貫して続けられている。国立大学レベルにおいては、例えば研究資材が海上運送に依存していることもあり、その取得経費の高騰を招き、これが研究費そのものを著しく圧迫し、あるいは研究資材も高温多湿の気候条件下で腐りやすく、その他図り知れない損耗にさらされ、本土では考えることのできない多額の出費を余儀なくさせ、これが研究の停滞若しくは障害となっている。また、離島をかかえる

南西諸島地域の海洋研究に不可欠の研究船舶の欠歟も総合的な海洋研究を阻む要因となっている。これらは、沖縄における科学研究と教育が、単なる本土並みの施設構造上の対策以外に、特別の研究費補助を必要とする実情を確認せしめるものである。

私立大学については、とくに昭和56年9月28日現地会議、現地科学者懇談会、各大学にわたる実情調査（沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄女子短期大学、繩沖キリスト教短期大学）を通じて、復帰に当たり、その時点で当然に、既に本土私学が受けていた総額並みの財政補助を受けるべきであったことの実情が明らかになった。この復帰に当たっての特別措置の欠落が、私学の現在の段階での教育施設、保存図書、校地その他の面での本土との格差を招いているので、具体的な措置を講ずる必要のあることが確認された。

とくに沖縄においては、長年にわたる占領、今まで続く軍用地使用、地域経済の特性などから本土と沖縄とでは、その所得の面において激しい落差があり、この状況下においては、私立大学の授業料を本土私学並み（若しくは本土国立大学の昭和59年度改訂授業料並み）に上げるべき基盤を欠いている。この経済的基盤の上になりたつ沖縄の私学は、もとより本土よりの入学者がほとんど期待できず、当然に授業料値上げが容易ではなく、それにもかかわらず施設の充実、教員数の基準確保、学生定員の厳守という大学設置基準を守り抜いて本土私学並みの状態を維持、確保することは不可能に近い。

これが教員の教育条件、研究環境に及ぼす影響ははかり知れないものがある。これらの事情を考慮して、いわゆる本土並み諸条件を維持するためには参考として掲記した別表に示す私学補助の増額が必要であり、もし必要とするのであれば現地特別措置法の部分改正をも考慮すべきである。

(別表)

	現行補助額	必要補助額
沖縄国際大学	224,683,000円	668,167,908円
沖縄大学	148,844,000円	375,511,058円
沖縄女子短大	45,537,000円	99,526,000円
沖縄キリスト短大	83,117,000円	256,595,924円

3. 学術研究の対象としての自然保護

昭和45年10月、日本学術会議第57回総会は、沖縄の自然及び文化遺産の保全、保護について、とりわけ復帰直前の急速な産業開発の及ぼす影響を憂慮し、必要な措置をとるよう要望し、今後の事態の推移に重大な関心をもつ旨声明を発表した。昭和47年8月、環境問題特別委員長を加えた沖縄特別委員会委員は八重山西表島、本島中北部、本部半島の現地調査を行った。その結果を踏まえて同年10月、日本学術会議第62回総会は沖縄の自然保護と文化遺産の保護の緊急性について勧告を行った。

それ以後、周知のとおり復帰に伴う新状勢の展開があり、とくに海洋博にみられるような巨大開発プロジェクトの実現を通して、急速な経済の本土化、地域開発が進行している。この開発の進行が必然的に自然環境の現状変更を引き起しており、経済の発展と環境保護の関係という、より困難な一般的問題が、より深刻に提起されているのが実情である。

こうした事情のもとで、とりわけ学術研究の対策となるべき自然環境、生活様式などへの影響には注目すべきものがある。例えば昭和56年9月28日沖縄学

術連絡委員会現地懇談会において、多くの科学者から自然開発による研究対象の損耗、消滅の危機がうたえられ、とくに西表島自然保護についての特別保護を求める要請があった（昭和56年月報12号）。

現在、沖縄において国又は県の天然記念物指定をうけて保護の対象となっているものは、天然保護区4、動物25、植物25、地質7、である。とくに天然保護区の設定は、個人の土地所有と関係し、その拡充は県レベルでの予算において処理しきれるものではない。学術研究の対象たる事物は、いわゆる史跡名勝とその性質を異にするので、その保全、保護も、単なる点単位の保護から、広域を含む面にわたるものでなければならない。たとえば西表島の場合星立保護区、船浦のニッパヤシ群落、古見のサキシマスオウノキ群落、ウブンドルのヤエヤマヤシ群落といった保護区点から宅地を含む広域面での保護範囲の拡大へと発展されるべき状況下にある。

以上の緊急課題に対応するため国は沖縄の諸研究機関と密接な連絡をとり、十分な予算措置を講じて計画的に上述の対策に着手する必要がある。